

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	源泉徴収票等法定調書作成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島田市は、源泉徴収票等法定調書作成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県島田市長

公表日

令和8年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	源泉徴収票等法定調書作成事務
②事務の概要	市が委嘱した委員や講師に対し報酬等を支払う際に源泉徴収し、税務署に納付する。併せて、源泉徴収票や支払調書等の法定調書を作成し、個人番号を記載して税務署へ提出(電子データによる提出も含む)する。
③システムの名称	財務会計システム
2. 特定個人情報ファイル名	
源泉徴収票・支払調書	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[<input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	会計課
②所属長の役職名	会計管理者兼会計課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	島田市役所 会計課 〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 電話 (0547)36-7200
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	島田市役所 会計課 〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 電話 (0547)36-7200
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[<input type="checkbox"/>]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[1,000人以上1万人未満] 令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[500人未満] 令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	[発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報の誤りが無いか確認を徹底すること、また特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。加えて、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても保護責任者(所属長)の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報を含む書類の受け渡し ・特定個人情報を含む書類等を保管する際の確認 等

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input checked="" type="checkbox"/> 十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[<input checked="" type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input checked="" type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	島田市特定個人情報等取扱規程に基づく点検を事務ごとに実施しているだけでなく、点検結果の確認と安全管理措置の状況確認を実地監査にて行っている。特定個人情報が適正に取り扱われているか内部監査人が確認を行い、必要において指導を通じた改善を促している。また全職員を対象とした個人情報保護(情報セキュリティー含む)研修の開催と個人番号を取り扱う職員を対象とした特定個人情報保護研修を毎年継続的に実施しており、対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価書名	源泉徴収票等法定調書作成事務に係る特定個人情報保護評価書	源泉徴収票等法定調書作成事務に関する事務	事後	評価書名の変更
平成28年4月1日	②事務の概要	また、あわせて源泉徴収票や支払調書等の法定調書を作成するが(電子データによる提出も含む。)、個人番号を記載して税務署へ提出する。	また、土地の収用等に伴う売買代金を所有者に支払う。これらに併せて、源泉徴収票や支払調書等の法定調書を作成し、個人番号を記載して税務署へ提出(電子データによる提出も含む。)する。	事後	事務概要の変更
平成29年4月1日	②所属長	人事課長 北川 博美	人事課長 小松原 智成	事後	所属長の変更
平成31年4月1日	I 1③システム名称	財務会計システム、用地管太郎システム	財務会計システム	事後	誤認識による修正
平成31年4月1日	I 5①部署	行政経営部人事課	行政経営部 人事課 任用・給与担当	事後	記載内容の充実
平成31年4月1日	I 5②所属長の役職名	人事課長 小松原 智成	課長	事後	様式の改正による
平成31年4月1日	I 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒427-8501 島田市中央町1番の1 島田市役所 人事課	島田市役所 行政経営部 人事課 任用・給与担当 〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 (0547)36-7135	事後	記載内容の充実
平成31年4月1日	I 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒427-8501 島田市中央町1番の1 島田市役所 人事課	島田市役所 健康福祉部 福祉課 障害者支援係 〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 (0547)36-7135	事後	記載内容の充実
平成31年4月1日	IVリスク対策	—	省略	事後	様式の改正による
令和8年3月25日	評価書名	源泉徴収票等法定調書作成事務に関する事務基礎項目評価書	源泉徴収票等法定調書作成事務 基礎項目評価書	事後	再実施(見直し)に伴う変更
令和8年3月25日	I 1②事務の概要	市が委嘱した委員や講師に対し報酬を支払う際に源泉徴収し、税務署に納付する。また、土地の収用等に伴う売買代金を所有者に支払う。これらに併せて、源泉徴収票や支払調書等の法定調書を作成し、個人番号を記載して税務署へ提出(電子データによる提出も含む)する。	市が委嘱した委員や講師に対し報酬等を支払う際に源泉徴収し、税務署に納付する。併せて、源泉徴収票や支払調書等の法定調書を作成し、個人番号を記載して税務署へ提出(電子データによる提出も含む)する。	事後	再実施(見直し)に伴う変更
令和8年3月25日	I 2特定個人情報ファイル名	年末調整データ変換ファイル	源泉徴収票・支払調書	事後	再実施(見直し)に伴う変更
令和8年3月25日	I 3法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第4項	事後	法改正による変更
令和8年3月25日	I 5①部署	行政経営部 人事課 任用・給与担当	会計課	事後	組織再編に伴う変更
令和8年3月25日	I 5①所属長の役職名	課長	会計管理者兼会計課長	事後	組織再編に伴う変更
令和8年3月25日	I ⑦請求先	島田市役所 行政経営部 人事課 任用・給与担当 〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 (0547)36-7135	島田市役所 会計課 〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 電話 (0547)36-7200	事後	組織再編に伴う変更
令和8年3月25日	I ⑧連絡先	島田市役所 健康福祉部 福祉課 障害者支援係 〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 (0547)36-7135	島田市役所 会計課 〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 電話 (0547)36-7200	事後	誤記及び組織再編に伴う変更
令和8年3月25日	II 1対象人数	平成31年1月1日 時点	令和8年1月1日 時点	事後	再実施(見直し)に伴う変更
令和8年3月25日	II 2取扱者数	平成31年1月1日 時点	令和8年1月1日 時点	事後	再実施(見直し)に伴う変更
令和8年3月25日	IV 8人手を介在させる作業		追加	事後	新様式移行に伴う項目の追加
令和8年3月25日	IV 11最も優先度が高いと考えられる対策		追加	事後	新様式移行に伴う項目の追加